平成２６年（フ）第１０５号
広島県福山市御幸町大字上岩成338番地２
債務者　三好　仁美
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２５２号
熊本県菊池市泗水町吉富175番地127　シャトー富の原102号
債務者　勘米良早利
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５３号
熊本県菊池市泗水町吉富175番地127　シャトー富の原102号
債務者　勘米良久江
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４７号
和歌山県岩出市吉田297番地の４
債務者　辻　　伸一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９７２号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘13棟211号
債務者　和田　光秋
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５２７号
東京都江戸川区江戸川６―37―27　木下美代子方、住民票上の住所埼玉県吉川市道庭１丁目９－３　２号棟
債務者　藪　　友昭
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６０７号
東京都荒川区南千住７丁目８－１―205
債務者　中山栄太朗
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８３１号
東京都中野区上高田３丁目25―９―102
債務者　安達麻由実（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９３５号
東京都品川区大井４丁目15―12―103
債務者　横山　晴規
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７９７号
東京都荒川区東日暮里２丁目16－４
債務者　堀井　真実
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８０３号
東京都杉並区高井戸東４丁目12―38―204
債務者　中田由子こと　金　　由子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８０４号
東京都中野区大和町３丁目31―７　アーバンプレイス高円寺Ⅱ201
債務者　金子　嘉成
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８１４号
東京都江戸川区平井３丁目21―20
債務者　渡邉　俊久
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８４１号
埼玉県さいたま市見沼区大字東宮下491―１
債務者　小笠原千夏
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８４５号
東京都台東区谷中３丁目17―16―206
債務者　大垣八重子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８４６号
東京都江戸川区新堀１丁目21―５―302
債務者　秋山　勇介
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部